

函館港の安全・利用等に関わる関係者会議から函館港利用者の皆様へ

日付：2021年3月29日（月）

枚数：2枚（表紙を含む）

件名：函館港に係る自主ルール～「函館港の安全・利用等に関わる関係者会議」に基づく函館港利用にあたっての合意事項～

内容：

本紙は、函館港の利用について、「函館港の安全・利用等に関わる関係者会議」（以下、関係者会議）での合意事項です。

同会議は2019年（令和元年）11月25日、函館港の現状や将来のあり方について関係者が情報共有や検討を行うことにより、函館港の安全および振興発展に寄与することを目的に開催されました。この目的を達成するため、同会議では、安全対策に関する事、利用に関する事、その他同会議の設立目的を達成するために必要な事項について情報共有や意見交換を行うことが定められ、開催以来、会員により安全な利用について議論を重ね、その結果については近年進められている規制緩和の流れの中、港則法施行規則（国土交通省令）の一部改正に反映させ、あるいは函館港の利用に係る自主ルールとして取り決めました。

同会議は、船主、船舶運航者、水先人、船舶代理店、漁業協同組合、関係官公庁等、現在40団体で構成され、本会議は議長により招集され、同議長には函館 SHIPPING エージェントクラブの会長が充てられています。構成団体の一つ、函館港港湾管理者である函館市が本会議の庶務を担当しています。（別紙 A「函館港の安全・利用等に関わる関係者会議」会則 参照）

したがって、函館港のすべての利用者は、本関係者会議における合意事項を誠実に履行することが求められます。

別紙 A「函館港の安全・利用等に関わる関係者会議」会則

「函館港の安全・利用等に関わる関係者会議」会則

第1条 名称

この会議は、函館港の安全・利用等に関わる関係者会議（以下「本会」という。）と称する。

第2条 目的

本会は、函館港の現状や将来のあり方について、関係者が情報共有および検討を行うことにより、函館港の安全および振興発展に寄与することを目的とする。

第3条 所掌事務

本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる項目について、情報共有および意見交換を行う。

- （1）安全対策に関すること。
- （2）利用に関すること。
- （3）その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第4条 組織

本会は、その趣旨に賛同するものをもって組織する。

第5条 会議

- 1 本会の会議は、議長が招集する。
- 2 本会の議長は、函館 SHIPPING エージェントクラブの会長をあてる。
- 3 議長に事故あるとき、または議長が欠けたときは、あらかじめ、議長が指定する会員がその職務を代理する。
- 4 本会議は、必要があると認めるとき、関係者の出席を求め意見等を聴取することができる。

第6条 庶務

本会の庶務は、函館市港湾空港部において処理する。

附則

この会則は、令和元年11月25日から施行する。